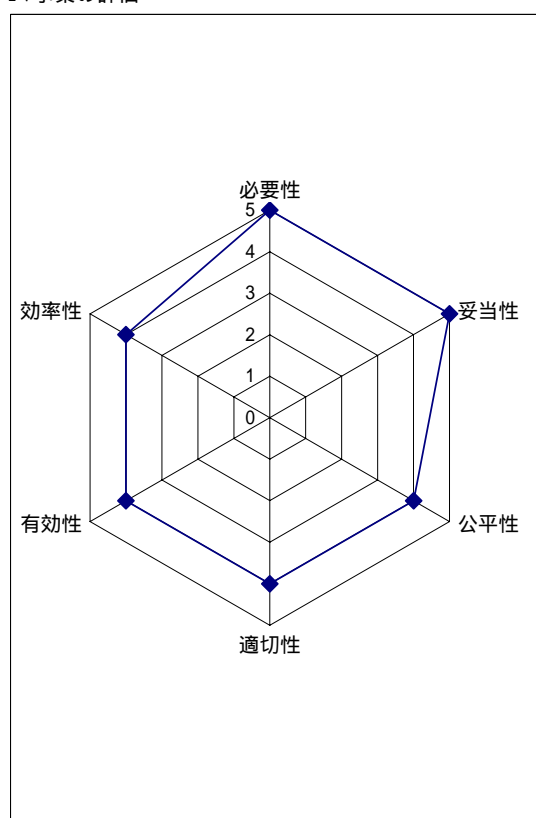


事務事業名	公共下水道建設事業(特別会計)	担当部局	市長部局 上下水道部
基本目標	美しいゆとりある快適環境と景観づくり(環境・都市基盤)	担当課名	下水道業務課
施策体系	安全で快適な暮らしづくり(下水道整備)	担当係名	計画係
施策	公共下水道事業を推進する		

1. 事業内容

事業本来の目的と具体的内容	結城市公共下水道事業として、生活環境の改善と公共用水域の水質保全並びに市街地の浸水防止を目的とする。(汚水管渠整備・雨水幹線整備・浄化センター整備)平成16年9月認可変更を経て、現在は汚水957ha雨水629haで事業推進している。		
事業の期間(開始/終了)	平成17年 4月 / 平成21年 3月		
根拠法令、条例、規則など	下水道法、下水道法施行令 補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律 通達「下水道事業債の取り扱いについて」		
事業が対象としている人(モノ)	国庫補助事業	起債対象事業	
具体的な活動内容	毎年11月、県下水道課を通して、翌年度の国庫補助金の要望をする。		
	4月の国庫補助金当初内示額に合わせて、6月上旬に国庫補助金申請をする。		
	県市町村課と水戸財務事務所を通して、起債を借りる。		
	補助事業の実績報告をする。		
事業の成果	国庫補助金については、当初予算通り、また当初内示額通りに3月に国庫補助金を100%受け入れた。		
	県費補助金については、当初予算より100千円多く受け入れた。		
	起債額は、補正予算により100千円減額した。		
	11月に、平成18年度国庫補助金要望をしたが、要望どおりに平成18年4月に内示通知があった。		

2. 事業の評価



項目	説明
必要性	5 ますます必要性は高くなっている 公共下水道事業の整備を進めていくうえで、国庫補助金は必要不可欠である。自主財源が乏しいため、後年に負債を残すが、起債を限度額いっぱいまで借りる必要がある。
	5 行政以外にはできない事業である 公共事業であり、行政以外にはできない。
公平性	4 目的とした対象者に対しては、概ね広く便益を提供している 法的な手続きで適正に行われている。
	4 現在のやり方(手段)が一般的であり、特に問題はない 補助・起債ともに、ほぼ内示額通りに申請が認められており、当年度に必要な事業費を確保することができた。
有効性	4 概ね目標水準に達している 目標に対して、ほぼ達成できており、円滑な事業の推進が図れた。
	4 効率は徐々に高まっている(コストは徐々に下げられている) いままで、補助金・起債ともに申請通りに受け入れている。しかしながら、近年、国・県とも財源が厳しくなっており、補助金も権限委譲により交付金化にされる動きもある。起債も平成18年度から許可制から協議制に移行して、試行錯誤などがある。県にいつもの働きかけが必要である。

総合評価	今後は、「雨水幹線工事」や「処理場の老朽設備改築更新工事」等の新たな事業が膨らんでくるため、下水道施設課の人員および事業費が不足してくる。
------	---

3. 今後の事業の方向性

所属長判断	事業の方向性判断	短期的方向	維持継続	中長期的方向	維持継続
	説明	下水道事業は認可区域の整備をできるだけ早く終わらせ、下水道施設や雨水幹線の整備要望の出ている地区などの住民の待ち望んでいる快適な生活環境を実現するため必要な事業と判断する。			
決定権者判断	決定内容	維持継続			
	説明	認可区域の汚水管渠及び雨水幹線整備率の促進については、建設事業の財源確保に努めるとともに都市基盤整備である区画整理事業の進捗にあわせ関係課と調整を図っていく。 また、今後下水浄化センター施設の更新並びに雨水幹線整備事業を計画的に推進する上で、組織の見直しが必要である。			